

第 2 種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（14 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問い合わせに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の「」内の文章は、放射線障害防止法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（）つきの算用数字で表す。また、条文は間に応じて一部を省略して示す。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 使用の許可又は届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、コバルト60の下限数量は、100キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 1個当たりの数量が100メガベクレルの密封されたコバルト60を2個で1組として装備し、その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した厚さ計のみ10台を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 1個当たりの数量が10メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した表示付認証機器のみ10台を認証条件に従って使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 1個当たりの数量が100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台のみを使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問2 1個当たりの数量が18.5ギガベクレルの密封されたアメリシウム241を装備した厚さ計1台のみを使用している事業所において、厚さ計を設置した施設を改修するために、当該厚さ計を一時的に事業所内の別の場所に移して使用することとなった。この場合に、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、アメリシウム241の下限数量は、10キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 2 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更の許可の申請をしなければならない。
- 4 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 5 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。

問3 密封された放射性同位元素の使用の届出に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第3条 法第3条の2第1項の規定による使用の届出は、別記様式第2の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、令第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面
- (2) [A]の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあっては[B]を示し、かつ、[C]平面図
- (3) [B]の遮蔽壁その他の遮蔽物が第14条の9第3号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|------|------|------------|
| 1 使用 | 使用施設 | 縮尺及び方位を付けた |
| 2 使用 | 貯蔵施設 | その付近の |
| 3 使用 | 貯蔵施設 | 縮尺及び方位を付けた |
| 4 保管 | 貯蔵施設 | その付近の |
| 5 保管 | 使用施設 | 縮尺及び方位を付けた |

問4 次のうち、表示付認証機器届出使用者が、変更の日から 30 日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の場所
- B 使用の目的及び方法
- C 表示付認証機器の使用をする施設の位置、構造及び設備
- D 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問5 次のうち、届出販売業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 販売所の所在地
- B 放射性同位元素の種類
- C 放射性同位元素の保管の委託先の氏名又は名称
- D 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問6 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第9条 法第10条第6項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、[A]ベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素の[B]に応じて原子力規制委員会が定める数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の[C]は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下検層
- (2) 河床洗掘調査
- (3) 展覧、展示又は講習のためにする実演
- (4) 機械、装置等の校正検査
- (5) 物の密度、質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの」

	A	B	C
1	3テラ	化学形等	使用の方法
2	5テラ	種類	使用の方法
3	3テラ	種類	使用の方法
4	5テラ	化学形等	使用の目的
5	3テラ	種類	使用の目的

問7 次のうち、許可使用者が原子力規制委員会に対してとる手続きの際に、許可証を添え、又は提出しなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 新たに密封された放射性同位元素を追加する許可使用に係る変更許可の申請
 - B 法人の代表者の交代による許可使用に係る氏名等の変更の届出
 - C 放射性同位元素の数量を減少する許可使用に関する軽微な変更に係る変更の届出
 - D 許可証を損じたことによる許可証の再交付の申請
- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問8 1個当たりの数量が7.4ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台を使用している許可使用者が、許可使用に関する軽微な変更に係る変更届で変更できる場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器であるレベル計3台を新たに追加して使用する場合
- B 使用施設の管理区域を拡大する場合（ただし、工事を伴わないものとする。）
- C レベル計に装備されたセシウム137の使用時間数を増加する場合
- D 使用中のレベル計と同種、同型の装置であって、1個当たりの数量が3.7ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台に更新する場合

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問9 許可使用者が、許可証の一部を損じた場合の原子力規制委員会への手続きとして、放射線障害防止法上正しいものは次のうちどれか。

- 1 許可使用に係る変更許可申請書を提出する際に、所持している残りの許可証を添付して許可証の交付を受けた。
- 2 許可使用に係る氏名等の変更届を提出する際に、所持している残りの許可証を添付して許可証の交付を受けた。
- 3 所持している残りの許可証は添付せずに許可証再交付申請書を提出して許可証の再交付を受けた。
- 4 所持している残りの許可証を添付し、許可証再交付申請書を提出して許可証の再交付を受けた。
- 5 放射線管理状況報告書を提出する際に、所持している残りの許可証を添付して許可証の交付を受けた。

問 10 表示付認証機器又は表示付特定認証機器の販売等に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 12 条の 6 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は貸貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、
[A]（当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。）、当該設計認証又は特定設計認証に係る
[B]、保管及び [C] に関する条件（以下「認証条件」という。）、これを [D] しようとする場合にあっては第 19 条第 5 項に規定する者にその [D] を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。」

[A]	[B]	[C]	[D]
1 認証番号	販売又は貸貸	廃棄	運搬
2 線源番号	販売又は貸貸	運搬	廃棄
3 線源番号	使用	廃棄	運搬
4 認証番号	使用	廃棄	運搬
5 認証番号	使用	運搬	廃棄

問 11 次のうち、使用施設等の基準適合義務において、届出使用者が、技術上の基準に適合するよう、その位置、構造及び設備を維持しなければならない施設として放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 使用施設
- 2 貯蔵施設
- 3 廃棄施設
- 4 廃棄物詰替施設
- 5 廃棄物貯蔵施設

問 12 密封された放射性同位元素の使用の基準に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 15 条 法第 15 条第 1 項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第 3 項に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

(2) 密封された放射性同位元素の使用をする場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。

イ 正常な使用状態においては、[A] 又は [B] されるおそれのこと。

ロ 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により [C] して汚染するおそれのこと。」

	A	B	C
1 打撃	加熱	拡散	
2 浸漬	落下	漏出	
3 加熱	破損	紛失	
4 紛失	浸漬	拡散	
5 開封	破壊	散逸	

問 13 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

A 密封された放射性同位元素を気密性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設において行うこと。

B 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

C 貯蔵施設には、その遮蔽能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

D 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。

- 1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 14 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上であること。
- C 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
- D 周囲の圧力を 60 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 15 1 個当たりの数量が 10 メガベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台のみを固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、コバルト 60 の下限数量は 100 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 放射線の量の測定は、作業を開始する前に 1 回行うこと。
- B 放射線の量の測定は、作業を開始した後にあっては、6 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
- C 放射線の量の測定の結果については、測定の都度記録すること。
- D 放射線の量の測定の結果については、当該放射性同位元素の使用を廃止するまで保存すること。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 16 次の記述のうち、外部被ばくによる線量の測定の結果について、集計し、集計の都度、記録しなければならない期間として放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 男子にあっては、毎月 1 日を始期とする各 1 月間
- B 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間
- C 4 月 1 日を始期とする 1 年間
- D 本人の申出等により許可届出使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの期間

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 17 次のうち、放射線の量の測定を行う場所として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 事業所等の境界
- B 事業所等内において表示付認証機器を使用する場所
- C 事業所等内において人が居住する区域
- D 管理区域の境界

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 18 放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出なければならない者として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 届出使用者
- B 密封された放射性同位元素のみを販売する届出販売業者
- C 表示付認証機器届出使用者
- D 表示付認証機器のみを賃貸する届出賃貸業者

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 19 次の項目のうち、届出使用者が放射線業務従事者に対し施さなければならない教育及び訓練の項目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線の測定
- B 放射線の人体に与える影響
- C 環境に対する放射線の影響
- D 放射線障害予防規程

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 20 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 23 条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第 24 条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、[A] の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な [B] を行うこと。
- (2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による [C] 、必要な [B] 等の適切な措置を講ずること。」

	A	B	C
1	立入り	保健指導	診断
2	立入り	健康診断	被ばく歴の確認
3	立入り	保健指導	被ばく歴の確認
4	取扱い	健康診断	被ばく歴の確認
5	取扱い	保健指導	診断

問 21 届出使用者がその届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したため、廃止措置計画の計画期間を 1 年として、使用の廃止の日に廃止の届出及び廃止措置計画の届出を行った。この場合、使用の廃止の日に所持していた放射性同位元素を所持することができる期間として、放射線障害防止法上定められているものは次のうちどれか。

- 1 廃止措置計画の計画期間
- 2 使用の廃止の日から 6 月
- 3 使用の廃止の日から 3 月
- 4 使用の廃止の日から 30 日
- 5 使用の廃止の日から 10 日

問 22 次のうち、届出使用者が、帳簿を備え、記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 譲受け又は譲渡しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- B 貯蔵施設における放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- C 放射線施設に立ちに入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- D 使用（詰替えを除く。）に係る放射性同位元素の種類及び数量

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 23 合併等に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者である法人の合併の場合（許可使用者である法人と許可使用者でない法人とが合併する場合において、許可使用者である法人が存続するときを除く。）において、当該合併について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、許可使用者の地位を承継する。
- B 届出使用者である法人の分割の場合（当該届出に係る放射性同位元素の一部を承継させる場合に限る。）において、分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。
- C 届出販売業者である法人の合併の場合（届出販売業者である法人と届出販売業者でない法人とが合併する場合において、届出販売業者である法人が存続するときを除く。）において、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。
- D 届出賃貸業者である法人の分割の場合（当該届出に係るすべての放射性同位元素を承継させる場合に限る。）において、分割により当該放射性同位元素を承継した法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問 24 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、廃止措置計画に定めるべき事項として放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 計画期間
- B 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- C 放射線管理状況報告書の提出
- D 放射線障害を受けた者に対する補償

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 25 危険時の措置に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 33 条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、[A]のおそれがある場合又は [A] が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則で定めるところにより、[B]なればならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を [C] に通報しなければならない。」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1 紛失、破損等 | 応急の措置を講じ | 警察官又は海上保安官 |
| 2 紛失、破損等 | 応急の措置を講じ | 原子力規制委員会 |
| 3 放射線障害 | 健康診断を実施し | 原子力規制委員会 |
| 4 紛失、破損等 | 健康診断を実施し | 警察官又は海上保安官 |
| 5 放射線障害 | 応急の措置を講じ | 警察官又は海上保安官 |

問 26 次のうち、第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者に選任することができる事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを販売する届出販売業者
- B 5 テラベクレルの密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- C 1 個当たりの数量が 5 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- D 密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 27 次のうち、届出販売業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習の課目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いに関する課目
- B 使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目
- C 放射線の量の測定の実務に関する課目
- D 法に関する課目

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 28 放射線取扱主任者に定期講習を受けさせなければならない事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器及び密封された放射性同位元素を業として賃貸している届出賃貸業者
- B 表示付認証機器のみを業として販売している届出販売業者
- C 表示付認証機器届出使用者
- D 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用している許可使用者

1 AとC 2 AとD 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が10日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- B 出張の期間が45日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の20日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が90日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の40日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が5日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 30 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出販売業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 届出賃貸業者は、放射線管理状況報告書を毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間について作成し、当該期間の経過後 6 月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- D 許可使用者は、放射性同位元素の取扱いにおいて計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者で 5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者で 0.5 ミリシーベルトを超えたときのみ、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 A C D のみ 2 A B のみ 3 A C のみ 4 B D のみ 5 B C D のみ

